

中国の人権問題をめぐって

鵜 殿 倫 次

- 1 言論・表現の自由
 - 1.1 インターネットと言論—民族騒乱、「08 憲章」、Google 事件
 - 1.2 人権と平和の関係
 - 1.3 分裂主義と犯罪者
 - 1.4 通信の妨害、人権派への妨害
- 2 中国の人権
 - 2.1 中国憲法の人権カタログ
 - 2.2 劉曉波裁判
 - 2.3 国際人権条約、国際人権規約
- 3 民主化運動と人権—加々美光行の論点について
 - 3.1 社会権要求としての民主化運動
 - 3.2 開発と社会権要求の激増
- 4 自由権、社会権だけでない侵害された権利

1 言論・表現の自由

1.1 インターネットと言論—民族騒乱、「08 憲章」、Google 事件

2008 年 8 月中国で北京オリンピックが行われた翌年 2009 年 10 月 1 日には、1949 年に中国共産党が北京に入城し毛沢東が中華人民共和国成立を宣言してから 60 周年を祝う盛大な式典が挙行された。

民族騒乱

この間、民族問題をかかえる中国では、08 年に三一四チベット騒乱、09

年 7 月には七五ウルムチ騒乱と大規模な民族的騒乱事件が起きた。これらの少数民族の抗議行動は、2000 年代に加速された漢族中心の開発や資源収奪によって窮乏化する少数民族が、平等権、生存権、居住の自由、言論の自由、宗教の自由、自民族の言語・文化を享有する自由などの権利を求めた行動であった。その根底には中華人民共和国成立以来少数民族の自決権を認めない区域自治政策のもとで、形式的には少数民族が自治区のトップにいるものの、少数民族の民主的な選挙がおよばない漢族の共産党書記が自治区行政を牛耳っていること、すなわち人権の中でも最も優先されるべき人民の自決権が犯されていることへの抗議行動だったと言える。

しかし中国政府は三一四チベット騒乱では「有足够证据证明，这次破坏活动是境外达赖集团有组织、有预谋、进行策划和指挥的（今回の破壊活動は国外のダライ・ラマ集団が組織的、計画的に策謀し指揮したことを証明する十分な証拠がある）」、七五ウルムチ騒乱では「是一起典型的境外指挥、境内行动、有预谋、有组织的打砸抢事件（典型的な国外勢力が指揮し、国内で行動するという計画的組織的な暴動事件である）」という「定性」を下した¹。すなわちこれらの抗議行動は、国外の分裂主義勢力が計画し、インターネットなどを使って国内の少数民族を唆して起こした事件だから、社会主義中国を転覆することを狙った「敵対矛盾」であり、武力鎮圧に値するものであるとし、これを実行したのだ。これは 1989 年の天安門事件を「動乱」と定義づけ、軍隊で鎮圧したことを思わせる決定であった。七五ウルムチ騒乱を鎮圧したあと胡錦涛政府は 2009 年 10 月の中国共産党第 17 期 4 中全会で「民族団結教育」を強めることを決めた²。これは、1994 年に作られた「愛国主義教育要綱」が定めるもので、少数民族に「中華民族」（中国人）意識を涵養する教育である。即ち少数民族に自民族アイデンティティよりも中国人アイデンティティをもたせることをねらいとする³。これは「同化主義」であると非難されてきた。国際人権規約（B 規約）27 条に定める少数民族が自民族の言語と文化を享有する権利を犯しているおそれが強い。

「08 憲章」と劉曉波の逮捕

建国 60 周年の前年、2008 年 12 月 10 日は、1948 年 12 月 10 日世界人権宣言が国連総会で採択されて 60 周年というもうひとつの 60 周年だった。この日にあわせインターネット上で劉曉波と他の人権活動家が 1 年以上をかけて準備し 303 名の中国人が署名した「08 憲章」が発表された。劉曉波は概要次のような人物である⁴。

劉曉波は、1955 年吉林省生長春市生まれ。文化大革命で内モンゴル自治区に下放され、82 年に吉林大学中文系に学び、北京師範大学大学院で修士号を取得して同大学の講師となった。文革以後の文学における封建主義を批判して評論家として文壇に登場。88 年に博士号を取得し、ノルウェーのオスロ大学やハワイ大学から招聘されて中国の知識人問題を講義していた。

客員研究員としてコロンビア大学に滞在していた 1989 年に天安門事件が起きた。4 月 22 日、ニューヨークで「中国民主連盟」の仲間とともに公開書簡を発表し、学生たちに民主化運動の推進を求めた。民主化要求の学生運動が「動乱」と発表された後に、自ら運動に参加するためアメリカから帰国し、学生中心だった運動が、知識人や労働者など一般の市民も支持される民主化運動に発展していく過程に深く関わったと言われている。天安門広場で学生たちにとって劉曉波は「道義的象徴」であった。6 月 2 日劉曉波は三人の仲間（侯徳健、高新、周舵）と軍事管制に抗議する「六・二絶食宣言」を発表して、天安門広場の人民英雄記念碑の傍らでハンストを始め、同時に犠牲を最小限にとどめるべく運動の参加者に広場からの撤退を説得していたが、6 月 4 日未明に軍隊が突入後逮捕された。

その後すべての公職を失い、1991 年まで「反革命罪」で投獄される。釈放後、北京にて文筆活動、民主化運動に従事。1995～1996 年、天安門事件受難者の名誉回復と人権保障を呼びかけたことを理由にふたたび投獄されるが、釈放後は文筆活動、民主化運動を再開。その後再逮捕され 1996～1999 年に「労働教養」（公安機関など行政機関による行政罰、司

法手続きがないままにあらゆる自由を奪われて強制労働に就かせる刑罰)に処せられる。釈放後、北京の自宅で文筆活動を再開。2003 年から二期にわたり独立中文筆会会長に就任。

2008 年 3 月のチベット騒乱に関して、暴力的な鎮圧の即時停止とダライ・ラマ 14 世との直接対話を求める「チベット情勢解決に関する 12 の意見書」を共同で発表。2008 年 12 月 8 日には、中国の大幅な民主化を求める「08 憲章」の中心的起草者であることを理由に拘束される。その後 2009 年 6 月 23 日に「国家政権転覆扇動罪容疑」で正式に逮捕された。

「08 憲章」は共産党独裁を終わらせ、三権分立を保障する民主憲政の下で、中華連邦共和国の樹立を主張した⁵。実際には 12 月 8 日に劉曉波ら関係者が拘束されたことを受け、当初 12 月 10 日に発表する予定だったが前日の 9 日に発表された。12 月 10 日の世界人権デーの式典や記者会見の席上では、ドイツやアメリカの政府関係者が劉曉波の拘束を批判した。それは海外メディアで大きく報道され、海外に拠点を置く中国語のウェブサイト上では釈放要求の署名活動などが行われた⁶。ところが中国のメディアでは一切報道されず、主要な検索サイトでも「08 憲章」は削除された。劉曉波は 2009 年 6 月に逮捕され、12 月に刑法第 105 条の「国家転覆扇動罪」で懲役 11 年と政治権利剥奪 2 年が確定した⁷。現在遼寧省錦州市の刑務所に収監されている⁸。ちなみに 2009 年は天安門事件から 20 周年の年だった。

Google 事件

劉曉波が 6 月に逮捕された 2009 年の暮、人権活動家への当局の監視活動を窺わせるインターネット事件が起こった。これがきっかけで世界最大のインターネット検索会社 Google は、言論の自由を理由に中国撤退を宣言した。

2010 年 1 月 12 日、インターネット検索最大手の米 Google 社は、自社のブログで“A new approach to China”という文章を発表し、2009 年の世界人権デーの前後に、中国を発信源とするメール情報を狙ったサイバー攻撃が行われたことを伝えた⁹。これによると「我々はクラッカーの主な目的が中国の人権保

護活動家の Gmail アカウントにアクセスすることであったことを示唆する証拠がある。(略)中国の人権主張者の何十ものアメリカ、中国、ヨーロッパの Gmail アカウントが第三者によって通常アクセスされたようである」と述べた¹⁰。すなわち何者かが人権活動家の Gmail アカウントを乗っ取り、その連絡網に侵入しようとした事件が起きたのである。ブログでは述べられていないが、別の情報では、サイバー攻撃の発信源は、上海の某大学および軍と関係の深い天津の IT 専門家教育の専門学校だったという。Google は発信源を特定しているはずである。

Google は「中国でのサービスを始める際に中国政府による“若干の検閲”を受けても、中国のインターネットユーザーの利益のためになると考え、2006年に中国のインターネット事業に参入したが、もはや撤退を決意せざるを得ない」と宣言した。中国はいわゆる Great Fire Wall (中国名は「金盾」という管理システムによって、海底ケーブル上を行き交う情報をチェックして、特定 IP アドレスの信号の操作、URL のキーワードやニュース、ブログのコンテンツの中から「禁制語」を探してブロックするなどの検閲を行っている¹¹。Google はこの検閲を認めたくえて、中国国内で Google cn. を運営することにした。しかし、インターネット検索サービスへの検閲だけでなく、特定 Gmail アカウントへの不正アクセスまで公的機関と思われる者がおこなった行為は「言論の自由についてのより大きな世界的な議論の核心に触れる」ものである。Google はこのように痛烈に批判した。そして3月22日に中国本土向けの検索サービスで、中国政府に求められていた自主検閲を撤廃した。翌23日から香港経由の検索サービスを始め、それにともなって中国国内のネット検索サービス Google.cn を停止した¹²。

アメリカのオバマ政権はこの問題を重視し、外交の場でもこれを取り上げた。Google 事件の背景にある中国の行きすぎたインターネット管理が、中国も署名している国際人権B規約の言論の自由を犯すものであるからだ。

1.2 人権と平和の関係

2010年10月8日、ノルウェーのノーベル賞委員会は、2010年のノーベル平

和賞を、中国共産党による一党独裁の見直しや言論・宗教の自由などを求める「08 憲章」を起草した中国の人権活動家で作家・詩人の劉暁波氏に授与すると発表し、「中国での基本的人権を求める非暴力の闘い」を評価した。これに対し、中国外務省は 8 日夜「(授与は) ノーベル平和賞を汚すものだ」と激しく反発する談話を発表した¹³。ノーベル賞委員会のルンデスタッド事務局長は、これに先立つ 10 年夏に中国の傅瑩外務次官から「反体制派への授与は非友好的的行為とみなされ、中国・ノルウェー関係に影響を及ぼす」と警告されていたことを明らかにした。

ノーベル賞委員会のヤーグラン委員長は、発表会見で「中国は大国として基本的人権を守る責任がある。目をそらしてはいけない。」と述べた。また「劉氏は人権改善を長年求めてきた最も重要な活動家。彼に賞を出さないわけにいかない。」とし「もし我々が皆、経済など自己の利害から沈黙してしまえば、国際社会に受け入れられてきた(人権の)基準を下げてしまう。」と述べた。

同日の『朝日新聞』夕刊¹⁴は、ヤーグラン委員長への単独インタビュー記事を掲載した。ヤーグラン委員長は、これまで平和賞が米国で黒人の公民権運動を率いたキング牧師ら多数の人権活動家に与えられたことに触れ、「劉氏は、中国で最も重要な人権活動家の一人だ。世界中の活動家が平和賞を受賞しているのに、最も影響力のある国で 11 年の懲役刑を受けて服役を余儀なくされている劉氏に、賞を与えないわけにいかない」と述べた。そして「民主主義と人権が世界の平和には不可欠だからだ」と述べ「中国は大国として、批判や監視、議論の対象になる責任を引き受けなければならない」とし、「第二次世界大戦後、米国は批判されることで軌道を修正し、国際社会の世論に従うようになった。それは米国のためにもなった。同じことが中国に必要なのだ」と述べた。

日本を追い越して世界第二の経済大国に躍り出た中国は、経済だけでなく軍事大国としても、南シナ海、東シナ海で周辺諸国および世界の脅威となりつつある。この中国にたいし「民主主義と人権が世界の平和には不可欠だ」とする視点に基づいて人権活動家に平和賞が与えられた意味は大きい。「ノーベル賞委員会は平和賞の趣旨を汚している」と非難する中国は、この「人権と平和」

の連関が授賞の理由であることを理解すべきである。では日本はこの観点を持ち得ているだろうか。人権を単なる人道の問題ではなく「人権や民主主義のない国は世界平和にとって脅威だ」とする視点は、アメリカの抑止力しか考えていない日本には欠けている視点である。なおここで言う「人権と民主主義」は、中国政府が西側の価値観として否定するものである。これは市場原理主義を生み出したアメリカ的「自由」、すなわち大地や自然を含めた空間や事物に際限のなく私的所有権を拡大させるアメリカ的「自由」の概念とは区別されるべきだ¹⁵。中国はむしろ90年代以降の「市場経済」「開発」「国土の不動産化」あるいは「知財」の追求では、この「自由」を積極的に受け入れているからだ。

平和賞の受賞式は2010年12月10日で、それはノーベルの命日であるとともに世界人権デーにあたる。その12月10日の式に、獄中の劉氏も家族も出られない可能性を問われたヤングラン氏は、皮肉をこめて「すばらしい式典になるだろう」と答えたという¹⁶。

2010年11月20日『朝日新聞』によると、ノーベル平和賞委員会は、配偶者ら家族の代理出席を認めているが、中国政府が妻の劉霞氏らを軟禁状態に置いているため、授賞式は受取人不在のまま行われる可能性が高いと報じた。ノーベル賞委員会のルンデスタッド事務局長は、本人や家族が出席できなければ、受賞証書やメダルの授与は行われない。これは1935年のナチスドイツのナチズムへの抵抗者で獄中にあった平和運動家カール・フォン・オシエツキーへの授賞以来の事態であるという。

また2010年11月27日の『日本経済新聞』は、劉氏側がノーベル平和賞授賞式への招待を希望している著名学者や弁護士、人権活動家ら140名以上にたいして、中国当局は出国を禁止していると報じた。例えば劉氏の弁護士と北京大学教授が11月9日に英国での国際会議出席のため北京の首都国際空港から出国しようとした際、「国家安全危害罪に抵触する恐れがある」として当局に阻止された。12月10日に行われた受賞者も家族も支援者も出席できないノーベル賞受賞式は、いかに経済力、軍事力が強大であろうとも人権と民主主義のない大国を国際社会は受け入れないというメッセージ発信の場となった。

アメリカのオバマ大統領は声明を発表し「民主主義や人権の発展のために、暴力に訴えずに活動する雄弁で勇気ある人物を選んだ」とノーベル賞委員会の決定を評価し「すべての基本的人権は尊重されなければいけない。中国政府に劉氏の速やかな釈放を求める」と訴えた¹⁷。

1.3 分裂主義と犯罪者

中国外務省の馬朝旭報道局長は「ノルウェーとの関係に損害を及ぼすだろう」と警告し、「劉暁波は中国の法律を犯し、司法機関で懲役刑を受けた犯罪者だ」として「民族和解や各国友好の促進、軍縮や平和会議などに努力した人に送られるべきノーベル平和賞の趣旨と完全に食い違っている」と述べた¹⁸。10月9日付の中国紙『環球時報』は社説で「ノーベル平和賞は、再び自らのブランドを傷つけた」との見出しで、劉氏への平和賞授与を痛烈に批判し、平和賞は欧米社会の政治的道具で、中国の司法制度への蔑視と挑戦と述べたという。また同紙は、劉は「中国で二人目」の平和賞受賞者であり「前者（ダライラマ 14 世）は中国の民族分裂主義者であり、後者は欧米の政治制度を持ち込もうとして中国の現行法律に違反した」と主張した¹⁹。

ちなみに「分裂主義」という語は、典型的には中国政府が中国の少数民族の抗議行動を、社会主義国家を転覆しようとする「階級敵」と定義づける際に使用される。08年の三一四チベット騒乱、09年の七五ウルムチ騒乱もこの意味で「分裂主義」によるものとされた。

しかし中国も 2001 年に批准している国際人権規約（市民的および政治的権利に關する国際規約）の 1 条では「すべての人民は自決の権利を有する」とされ、27 条では「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」とされている。少数民族の抗議行動は、基本的には人権要求である。しかしこれが「分裂主義」とされる。また劉暁波のような漢族の人権活動家は「法を犯した者」となる。これはインターネットで意見を發表したことが「国家転覆扇動罪」とされたことを指している。やはり人権要求の活動が社会主義

国家の安全を脅かす階級敵の扱いとされているのである。これも言論の自由の保障を定めた同人権規約に抵触している。

1.4 通信の妨害、人権派への妨害

10月9日の『朝日新聞』は中国総局長の坂尻信義の記事を載せ、劉暁波の受賞は、リーマン・ショックに端を発した世界金融危機後「中国頼み」に拍車をかけた国際社会の中国依存への警告だと述べている。記事の冒頭で「劉暁波氏のノーベル平和賞受賞を友人に知らせようと携帯電話でショートメッセージを送ろうとした。何度試してもだめだった。彼の氏名3文字を入れると、送受信できないように規制されていることを思い知らされた²⁰。」と書いている。中国ではすべての個人の携帯メールも「検閲」し禁制語の妨害を行っているのだ²¹。いま中国が何について国際社会から厳しい目を向けられているかを鑑みれば、外国の報道機関の携帯に検閲をかけることが適当とはとうてい思えない。しかし中国国内にいる者は内外人を問わずあらゆる一般人が通信の秘密を犯されるのである。記事には、役人の腐敗や大気汚染、食品偽装と同程度に「中国によくあること」と嘆息している筆致だが、ノーベル賞委員会の決定の趣旨は、まさにこのインターネット、携帯による言論が無差別に検閲され、インターネットの言論だけで投獄される国が、世界の平和にとって如何なものかを問っているのだ。報道する者はこの通信の秘密の無差別の検閲のもつ意味を厳しく問うべきだ。中国憲法40条では刑事犯罪の捜査からという理由で、法的手続きによる通信の検査を行う場合以外は通信の秘密を犯してはならないとしている。違憲審査を含む憲法の監督権は全人代がもつ行政・司法・立法が分離せず共産党と一体化している中国では、政府の違憲行為をチェックすることができないのだ。

当局による携帯・インターネット通信の妨害のもっとも極端な事例は、2009年7月5日のウルムチ騒乱事件後の7月から9月にかけて、新疆ウイグル自治区で起きた。携帯・インターネットがまったく通じない状態が起こり、噂やデマが広がる原因となり、9月3日に起こった大規模な漢族デモを引き起こすことになった。

行われているのは通信の妨害だけではない。時事通信外信部城山英巳によると²²、10月8日のノーベル賞授賞の発表前に劉暁波の自宅前に100人以上の海外メディアが集まったが、警官は劉氏の妻に記者会見しないよう要求した。劉霞さんは発表後、10日午前に夫と錦州監獄で1時間面会し、北京に戻った10日夜にツイッターで携帯が壊され電話がかけられないことを知らせたあと消息が途絶え、軟禁状態に置かれた。当局はさらに劉氏に近い弁護士や知識人が外国メディアと接触し、外国メディアを通じて国内に情報が流れ、劉氏のノーベル平和賞が既成事実化することを恐れ、徹底した海外メディアとの接触の妨害を行った。「08」憲章にも署名した人権派弁護士浦志強は、受賞発表後、劉霞との面会にかけつけたが警官に妨害される。劉暁波の友人の劉樺は受賞を祝う宴会に向かったところ、地下鉄の終電が二時間早まるという「维稳」(安全維持)態勢に邪魔され、帰宅後も警官の監視下に置かれる。浦志強が警官の要請を拒否して仏紙の取材を受けたあと、ホテルに軟禁された。警官は「劉暁波の受賞は西側の中国政府転覆を企てる行為であり、人権派弁護士が取材を受けることは、西側の中国政府転覆を助けることになる」と言ったという。

城山によると、民主活動家や人権派弁護士、知識人にたいして軟禁、監視、盗聴を直接指示するのは「国家安全保衛総隊」(略称“国保”)で、日本の戦前の特高に似た組織で、朝陽区、海淀区などの公安分局に支隊、派出所に大隊を置いている。最要警戒の活動家や弁護士、例えば劉暁波や胡佳(服役中の人権活動家)に対しては「国保」の副処長が担当していたという。ある人権派弁護士は09年4月から1年間不法に拘束された。最初に国家安全部の看守所(拘置所)に連行され、国家政權転覆煽動と民族分裂の容疑でウィグル・チベット独立派との関係について聴取され、6月に「六四天安門事件」との関連を聴取された。そのあと人民解放軍総政治部の看守所へ。狭くて暗い半地下の独房で何ヶ月も入れられ精神的に追いつめられた。その後、建国60周年の10月に取り調べられただけで、他の看守所を転々し、起訴されることもなく10年4月に北京市内の道ばたに投げ捨てられたという。

城山によると、中国政府は2010年3月の全人代に提出した国家予算で、前年比8.9%増の5140億元(6兆2700億円)の「公共安全費」を計上した。こ

れは公表された国防費 5321 億元に匹敵する。指導部の敵が「外」より「内」にある、つまりいかに国内の人権派や民主化勢力に警戒感をもっているかを示しているという。

2 中国の人権

2.1 中国憲法の人権カタログ

中国憲法では、人権という言葉の代わりに「市民の基本的権利および義務」という表現のもとに、市民の権利・義務のカタログを列記するという構成をとっている²³。1982年憲法第二章の「カタログ」を整理してみると基本的人権にあたる項目が並んでいる²⁴。

中国憲法第二章「公民の基本的な権利と義務」

- 33 条 法の前の平等
- 34 条 選挙権と被選挙権
- 35 条 言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由
- 36 条 宗教信仰の自由
- 37 条 人身の不可侵
- 38 条 人格の尊厳の不可侵
- 39 条 住居の不可侵
- 40 条 通信の秘密の保護
- 41 条 国家機関、国家勤務員の違法行為を批判し、提案を行う権利、国家賠償権
- 42 条 労働の権利と義務
- 43 条 勤労者の休息の権利
- 44 条 退職者の保障
- 45 条 病者の保障
- 46 条 教育を受ける権利
- 47 条 文化活動の自由
- 48 条 男女平等の権利
- 59 条 婚姻、家庭、母親の保護。計画出産実行の義務。
- 50 条 華僑の権利・義務の保護

- 51 条 国家、社会、集団の利益、その他の公民の利益を損ねてはならない。
- 52 条 国家統一と民族団結の義務。
- 53 条 国家機密を守り、公共秩序の遵守の義務。
- 54 条 祖国の安全、名誉、利益を守る義務。
- 55 条 祖国防衛、侵略に抵抗する義務。
- 56 条 納税の義務。

これらの「カタログ」に挙がっている権利は、自由権に関わるものは次のようなものだ。

- 35 (言論、出版、集会の自由)、36 (信仰の自由)、37 (人身の自由)、
- 38 (人格の自由)、39 (住居不可侵)、40 (信書の自由)

また社会権に関わるものは次のようなものだ。

- 42 (労働の権利義務)、43 (勤労者の休息)、44 (退職者)、45 (病者の保障)、
- 46 (教育を受ける権利)、47 (文化活動の自由)、48 (男女平等)、
- 49 (婚姻、家庭、母親の保護)

中国憲法にはもともと「人権」という言葉がない。木間他 2009 によると「人権」という概念は前国家的、自然権的、超階級的に抽象的な「人」一般の権利を論じたもので、ブルジョア的な観念であり、社会主義国家においては、社会主義的権利観念にもとづいて権利保障を図ると言う理由で「市民の基本的権利」と定めてあるのだという²⁵。だが中国は、1991 に突如「人権白書」“中国的人権情況”を発表した。その理由は、1989 年の天安門事件にある。中国は、それ以前から国内の民主化要求を抑圧していることにたいし西側諸国から人権抑圧だと非難を浴びてきた。しかもこうした批判が西側の外交カードとして使われるようになった。しかし中国側は「人権外交²⁶」を内政干渉として相手にしない態度をとってきた。ところが 1989 年の天安門事件の勃発によって、民主化を求める民衆が解放軍に弾圧されたことにたいして、西側諸国が人権批判を強め経済制裁にまで踏み切った。1991 年の「人権白書」はこれにたいする反論として出されたものだ。これがきっかけとなって「人権の尊重と保障」

という言葉が2004年に憲法に入れられることになった。この背景には2001年のWTO加盟が視野に入っていたと言われる²⁷。

中国憲法の定める「市民の基本的権利」と「人権」が等しいものかはともかくとして²⁸、問題は中国憲法が定めるこれらの「市民の基本的権利」が、ほんとうに個々の国民に権利を与える法的効力をもつのか、それとも抽象的な目的ない方針という意味にすぎない一種の政治的宣言なのかという点である。日本国憲法におけるように司法における「違憲審査制」による憲法保障という方法で、人権保障がされているのかどうかという問題である²⁹。

中国憲法が宣言している市民の基本的権利が、法的に保障されるための憲法保障はどうなっているのだろうか。木間他2009によれば、中国憲法は全人代とその常務委員会に憲法監督権を付与し、法律、行政法規・命令、地方性法規、自治条例・単行条例の憲法適合性を審査させ、それらの変更・取消をなすうるとしているが、憲法施行後の運用状況を見ると、監督権の行使によってはまだに一件の違憲決定も行われたことがないという。このため憲法保障制度の実効化のために、2000年の立法法で、全人代による憲法適合性判断に関する具体的な手続き規定が定められた。すなわち諸機関が行政法規等が憲法や法律に違反していると判断した場合に、全人代常務委員会に審査を「要求」するための法律をつくった。憲法保障の具体的制度が設けられたのは一歩前進だが、司法には裁判による法令などの憲法判断の権限は与えられていない。2001年に最高人民法院が教育を受ける権利（46条1項）を根拠にして、その侵害行為を行った私人に損害賠償を命じる司法解釈を示し「憲法の司法化」として話題になり、学会の注目を集めている。しかし典型的な憲法の作用領域であるはずの国家による違憲行為には司法権は及んでいない³⁰。このように中国では違憲審査の権限は司法にはなく、民主集中制における全人代が行うことになっているのだ。

憲法保障の問題とならんで、中国憲法の問題点をルイス・ヘンキンは指摘している。「中国の制度は明らかに、人民の意思が統治の権力の基礎でなければならぬという条件を満たしていない。それは周知のように、中国人民は、社会主義を放棄する自由をもっていない、という点である」³¹。中国憲法では、

第 1 条で「中華人民共和国は労働者階級の指導する労働同盟を基礎とする、人民民主独裁の社会主義国家である。社会主義制度は中華人民共和国の根本制度である。いかなる組織または個人も、社会主義制度を破壊することを禁止する。」としているように、個人にも党にも、社会主義に反する言動は許されておらず、社会主義を放棄させるための運動をすることもできないとしている。

劉曉波裁判に見るように、インターネットでの言論だけを証拠として罪に問うことができる刑法 105 条第 2 項「国家転覆扇動罪」などの根拠は、この憲法 1 条によると思われる。

2.2 劉曉波裁判

劉曉波のノーベル賞授賞を発表したノーベル賞委員会は、世界第二の経済大国として力をもつに至った中国には大きな責任が伴うが、同国は調印しながら複数の国際協定に違反していると指摘した。また、中国の憲法には市民の言論や表現、集会などの自由が定められているが、実際は制限されていると述べた³²。また劉氏の弁護士、莫少平氏 (52) も「ただネット上に自分の意見を発表しただけで、憲法が定める言論の自由の範囲内」であると無罪を訴えている³³。

劉曉波は 1996 年から 3 年間の労働教養を釈放されてから、北京の自宅で執筆活動を再開したが、中国国内での言論活動は厳重に規制され、執筆活動は主に香港の雑誌や海外に拠点を置くウェブサイトが中心となった。劉曉波の痛烈な時事評論と中国社会や文化に対する洞察力に富む論文は、中国国内では発表は許されないが、インターネット上で形成されている中国語言論空間では独特の存在感と影響力を有していた³⁴。

劉氏は 08 年 12 月 8 日に拘束され、その後 2009 年 6 月 23 日に正式に逮捕され、同年 12 月 23 日に判決が出た。裁判は異例のスピード、非公開で行われ、家族の傍聴も許されなかった。

北京市人民検察院第一分院の起訴の理由はおおよそ以下のような内容であった³⁵。

被告人劉曉波は我が国人民民主主義独裁の国家政権と社会主義制度への不満から、2005 年以来、インターネットの「観察」「BBC 中文網」などの国外ウエ

ブサイトで「中共の独裁的愛国主義」「中国人は“党民主”をありがたく受け入れるだろうか」「社会の変革を通じて政権を変える」「多面的中共独裁」など扇動的な6篇の文章を書き、文章の中で「中共が権力を掌握して以来、中共の歴代独裁者は手中の権力をもっとも気に掛け、最も気に掛けなかったのは人の命であった。」「中共独裁政権が提唱するお役所愛国主義は党が国に代わる体制だという誤った考えだ、愛国主義の実質は人民が独裁政権を愛することなどを要求するものだ」などと中共へのデマ、誹謗を行った。また「社会を変えて政権を変える」「自由中国が出現すれば、統治者の“新政”に希望を託すよりも、民間の“新力量”の不断の拡張に希望を託するほうがよい」と扇動した。また劉曉波は起草者のひとりとして「独立中文筆会」「民主中国」などの国外のウェブサイトで「08憲章」を発表し、「一党独裁の執政の特権をなくせ」「民主憲政のもとに中華連邦共和国を建てよ」などと主張して、現政権を転覆することを計画しようとした。これらの文章が、中華人民共和国刑法第105条第2項に定める国家政権転覆扇動罪（煽動颠覆国家政权罪）にあたる。

弁護側は「国家政権転覆扇動罪」の構成要件である「故意に」を証明する証拠がないこと、中国国内では検閲によって見られないウェブサイトでの言論活動であること、市民の言論の自由によって個人的な観点を表明した範疇に属するもので、国家政権転覆扇動罪を構成しないと主張した。

判決の内容は次のようなものだった。

被告人劉曉波は我が国の人民民主主義独裁の国家政権と社会主義制度を覆すことを目的とし、インターネットの情報伝達の速さと伝播の広さ、影響力の大きさ、大衆の注目度の高さという特長を利用し、インターネット上で文章を発表するという方式を採用し、他人をして我が国国家政権と社会主義制度を転覆するよう誹謗し扇動した。その行為は国家転覆扇動罪を構成し、かつ犯罪の時間が長く、主観的悪質性が大きく、発布した文章は広く転載閲覧されれば、影響はひどくなる。よって重大な罪に属する犯罪分子として、法により嚴重な処罰に処する。

09年12月23日に判決が出されると、アメリカ政府はただちに声明を出し、平和的に自己の観点を表現した人物を処罰することは、中国が1998年10月に

署名した国際人権規約「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」に違反する、ただちに釈放すべきとした。欧州連盟、ドイツ連邦共和国、カナダ外務省、国連高等人権専門員、日本議会関係者なども同様の抗議声明を発表した。

香港誌『開放』の劉彤「政治局常務委員会が劉曉波逮捕を決定」によると³⁶、この逮捕は共産党上層部の意思で行われたという。6月23日の逮捕は法的手続きなしで、北京市公安局が直接命令を下したところから、党上層部の指示であることが分かるという。遡る2005年に胡錦濤は政治局において「硝煙のない戦争を戦う—“顔色革命”を避け」との政治報告を行った。これは、中国ではマンデラ、ワレサ、エリツィン、アウンサンスーチーのような人権指導者の出現を防止しなければならないというもので“抓小放大”(小物を捉え大物は放つ)の原則でこれを行うとした。しかし09年に「大物」を捕まえたのは、それだけ中国政府が事態の切迫を感じていたからだという。

また劉彤は次のように述べる。中国共産党は09年を危機の年と認識し、建国60周年であると同時に、チベット動乱50周年、六四天安門事件から20周年である。しかも08年末に起きたリーマンショックから世界的な金融危機が起こった。中国では対策として巨額の公共投資が行われた結果、地方政府が信用貸しを増やし、不動産バブルが起きつつある。08年11月に政治局常務委員会は、08憲章の署名をネットからとりよせ、これが「顔色革命」綱領であると定性した。憲章の最後の句は以下のようになっている。

我々は、すべての同じ危機感をもつ中国市民は、官民を分けず、身分を問わず、小異を残し大同につき、積極的に市民運動に参加してほしい。ともに中国社会の偉大なる変革を推し進め、一日も早く自由、民主、憲政の国家をうちたて、我が国民が100余年来、粘り強く求めてきた夢を実現しよう。

政治局常務委員会は、これを共産党の指導を覆そうと呼びかけるものと認め³⁷、劉は経済危機を利用して、国家政権に挑戦している、その手段は、人権擁護活動、宗教活動、上訪活動(地方行政の腐敗等を中央政府に訴える行動)を組織

化し、ブルジョア自由化知識分子、人権派弁護士、党政軍機関の異端分子、失業者、不満分子を組織化し、六四天安門事件 20 周年に大規模な反政府活動を起こし、経済危機に忙殺されている政権の空隙を打つねらいであると断定した。「08」憲章は重大な敵対性をもつのであり、劉らが頭を出したら叩き、憲章がネットを通じて全国に伝わることを防がなければならないとし、常務委員会は一致して劉の逮捕を決定したという。この香港誌の論文の真偽は不明だが、劉の逮捕に中国共産党トップの意思が関与していたことは想像に難くない。

2010年11月20日『中日新聞』によると、英紙タイムズは、共産党の統一戦線工作部に近い筋の話として中国当局の動きを伝えた。ノーベル平和賞の授賞式を12月10日にひかえて、中国当局は受賞者が獄中にある事態への国際的批判を回避しようと、獄中の劉暁波にたいして、有罪を認める供述書に署名すれば、釈放して国外追放に切り替えると取引を持ちかけたが、劉氏がこれを拒否したという。劉氏の弁護士は同紙に「彼は国を去る判断はしない」と強調した。中国では過去に反体制活動家らを投獄した後、健康上の理由によって仮釈放し、国外追放した事例がいくつもある³⁸。劉氏はかつて逮捕まえに自らのブログで「活動は投獄も覚悟の上で、獄中で屈することは絶対にない」と記している。

2.3 国際人権条約、国際人権規約

「08 憲章」の冒頭で、2008 年は世界人権宣言から 60 周年であるとともに、中国が国際人権 B 規約「市民的および政治的権利に関する国際規約」に署名して 10 周年と述べている。

2.1 で述べたように、中国では自国の憲法に定められた人権の法的な実効性が保障されていない。また国際法的な人権条約や人権規約も、国内での実効性は保障されていない。ノーベル賞選考委員会も中国は複数の国際的な人権条約に違反していると指摘している。

ちなみに中国は人権に関する以下の 7 つの国連条約を批准している。

- 1) 拷問、その他の残虐、非人道的または屈辱的な処遇及び処罰を禁止する条約 (1988 批准)
- 2) 子供の権利に関する条約 (1992 批准)
- 3) 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (1980 批准)
- 4) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (1981 加盟)
- 5) 難民の地位に関する条約と議定書 (ともに 1982 年加盟)
- 6) 大量虐殺の防止及び処罰に関する条約 (1983 年批准)
- 7) アパルトヘイト犯罪の抑止と処罰に関する国際条約 (1983 加盟)

例えば「拷問、その他の残虐、非人道的または屈辱的な処遇及び処罰を禁止する条約」は 1988 年に批准されている。この 1984 年に国連総会で採択された条約では、締約国は拷問がその管轄内において実行されることを防止するとともに拷問を法的に処罰しなければならない等とし、10 カ国からなる拷問禁止委員会が作られた。しかしアムネスティによると、中国政府は拷問禁止委員会が提起した問題点にたいして応えておらず、拷問禁止条約の締結国としての義務を果たしていないという³⁹⁾。そのすさまじい拷問の実態は、海外にも伝えられており、官権による人権侵害は中国の風土病と化している⁴⁰⁾。

なぜこのようなことが起こるのか。R. ランドル・エドワーズは、中国のほとんどの国際法学者は、現代国際法において人権に関する規定が増加しているからといって、中国その他のいかなる国に在る個人にも直接権利を与えることにはならないと強調しているという⁴¹⁾。

中国は、いわゆる国際人権 A 規約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESC)」を 1997 年に署名し、2001 年 2 月 28 日、第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 20 回会議で批准した。またいわゆる国際人権 B 規約「市民的小よび政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)」は、1998 年 10 月に調印 (署名) している。

1966 年に国連がこの二つの人権規約を定めたのは、1948 年の世界人権宣言が法的拘束力を持たなかったため、世界人権宣言の趣旨に沿ってさらに人権保障を法制化するためにこの二つの規約が採択されたのである。この B 規約

には付帯する第1 選択議定書（権利を侵害された個人が国連人権委員会に通報することを認める）と第2 選択議定書（死刑廃止に関するもの）がある。ちなみに日本は両規約を1978年に批准しているが、付帯する第一、第二選択議定書は批准していない⁴²。

人権の種類からすると、国際人権B規約は自由権に関わるものである。すなわち自決権、差別を受けない権利、男女平等の権利、生命を奪われない権利、拷問などを受けない権利、奴隷状態に置かれない権利、身体的自由、自由を奪われた者の人道的扱いを受ける権利、移動の自由、外国人の権利、裁判の公平、刑罰を受ける者の権利、通信の自由、信教の自由、表現の自由、戦争・差別のための宣伝の禁止、思想・良心・宗教の自由、結社の自由、家族・婚姻の保護、差別の禁止、選挙権、法の前の平等、少数民族の文化・言語享有の権利などである。

A規約は社会権に関わるものである。すなわち自決権、労働の権利、良好な労働条件を享受する権利、労働組合をもつ権利、社会保険・社会保障を受ける権利、家族の形成の権利（婚姻の自由、産前産後、育児の保護）、食料・衣料など生活水準の改善の権利、身体・精神の健康を享受する権利、教育を受ける権利、文化的な生活に参加する等の権利、などである。

憲法における人権の分類の一つの考えかたとして、国家の不作为を要求する権利が自由権で、国家の作為を要求する権利が社会権、国家意志の形成に参加する権利が参政権とされる⁴³。社会権は20世紀的なものだが、自由権と社会権は補完し合うものであって、本来社会権の理念によれば、国家による国民生活への積極的関与を容認するが、その本来の目的はすべての国民が自由権を実質的に享受できる条件を形成することである。

3 民主化運動と人権—加々美光行の論点について

3.1 社会権要求としての民主化運動

この国際人権規約との関わりで、劉暎波事件で注目されたのは、B規約のほうである。

加々美光行は『裸の共和国—現代中国の民主化と民族問題』において、従来

中国の民主化運動では、自由権に注目が置かれてきたが、むしろA規約にかかわる社会権に視点を置くべきだと指摘する。社会権という人権から見ると、メディアが取り上げることがなかった民主化運動の存在を認識できるという⁴⁴。A規約に掲げられた人権は生存権（人間の尊厳にふさわしい生活の保障を求める権利）を中心とし、良好な労働・就業を求める権利、食料・衣料など生活水準の改善の権利、身体・精神の健康を享受する権利、教育を受ける権利などである。

初期の民主化運動—傅月華と魏京生

以下は加々美の論に沿う。加々美によると、中国の民主化運動で76年から77年にかけて初期の民主化運動を担ったのは文革の時に紅衛兵運動や労働者造反運動を担った人たちで、68年以降文革が下火になると農村や辺境に下放され辛酸をなめた。その後72年頃から北京、上海など大都市に舞い戻り、政治民主化運動を起こした。1974年の李一哲の大字報の三人、1979年民主の壁事件の魏京生らである。過酷な経験から文革政治に疑念をもつようになり、心酔した造反精神や毛沢東思想が反米、反帝、反自由主義、反至上主義であったので、覚醒後、自由主義、市場主義による近代化が民主化に結びつくと考え、60年代前半に「三自一包」政策で市場主義経済を導入して毛沢東の批判を浴びた鄧小平を支持した。鄧小平も77年から79年には、文革を推進した四人組を批判、四つの近代化にかなうとして民主化運動を支持した。しかしその後、民主化運動が社会的団結と安定を脅かすとして弾圧に向かう⁴⁵。

その転機となったのが「中国人権同盟」の指導者傅月華が79年1月9日の周恩来の命日に際し、貧窮にあえぐ農民の陳情団を組織して上京し、「飢餓に反対し、迫害に反対し、民主を求め、人権を求める」をスローガンに抗議行動を起こし、活動家の逮捕投獄第1号となった事件だという。79年3月16日高級幹部会議において鄧小平は「民主は四つの近代化に奉仕すべきであり、いまの大字報と民間雑誌は行き過ぎだ、一部の国家機密の漏洩を来している。……逮捕すべきは逮捕すべきだ。」と述べるに至り、これにたいし3月18日に民主化雑誌『探索』で魏京生が「民主を求めるのか、それとも独裁を求めるのか」

を発表して鄧小平を名指しで非難し、この結果魏京生は3月29日に「国家機密漏洩罪」で投獄逮捕された⁴⁶。

以上の初期の民主化運動の経緯を述べたあとで、加々美は次のように指摘する。

ここで注意しなくてはならないのは、傅月華ら「中国人権同盟」が要求した「人権」は、「言論、報道、集会、結社」の「自由」といったいわゆる「自由権」要求を一部含むものの、それ以上に貧しい農民の「生存権、就業権、医療保障権、教育権」などの「社会権」を要求するものだったという点です。ですから傅月華と魏京生では、「自由権」と「社会権」のどちらに重点を置くかという点で相違があったのです⁴⁷。

鄧小平は3月30日北京で開催された党の「理論政治工作会議」で「四つの基本原則の堅持」を強調し、民主化運動を抑える方向を明確にする。「四つの基本原則」とは①社会主義の道、②プロレタリア独裁、③共産党の指導、④マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、の四つである。これから逸脱した民主化運動は抑えられるという表明になった。

共産党内部からの腐敗汚職追及一胡耀邦における社会権と自由権

加々美は、こうした民主化運動家の民主化要求のいっぽうで、共産党内部にも政治民主化の必要を説くものがあったとする。中共中央党史研究室副主任の廖蓋隆は1980に「庚申改革方案」を公表したという⁴⁸。

第一の柱：行政の民主化

党組織と行政組織の分離（党政分離）、行政組織と企業の分離（政企分離）によって党・行政・企業の三者の権力の癒着をただすこと。

第二の柱：立法の民主改革

立法府の最高議決機関である全国人民代表大会の立法権を強化する

ため、選挙制度や議会運営の民主化を図る。

第三の柱：司法の民主改革

司法制度を整備し、司法の独立を図る。

加々美によると、こうした方向を後押ししたのが81年を境に鄧小平の右腕として総書記の座に就き党のナンバー2となった胡耀邦だった。胡は83年秋「精神汚染除去運動」の中で、初めて党幹部官僚による「汚職腐敗」を「官倒」（官僚ブローカーによる汚職）と呼んで摘発する運動に着手した。官僚腐敗の問題は、共産党独裁体制の中の権力癒着構造の核心をなすもので、その摘発と克服なしには政治体制改革は進展しえない。腐敗の問題をもっとも早く摘発したのが、黒竜江省の幹部汚職をルポした劉賓雁の「人妖の間」だった。

ここで加々美は次のように指摘する。

胡耀邦は80年代の前半、最初に民主化運動に先鞭をつける際、「自由権」追求的なものよりは、まず党官僚グループらによる汚職・腐敗の摘発・糾弾から着手しました。それはむしろ「社会権」に関係する問題から取り上げたと言うことです。この摘発運動の延長上で、胡耀邦は次第にその重点を「自由権」の問題へ移してゆきます⁴⁹。

胡耀邦の「自由権」の問題への移行とは、86年にソ連にゴルバチョフ政権が登場し、88年政治改革を意味するペレストロイカを始めると、胡耀邦も中国における「社会主義の政治体制改革」を提唱し、「百花斉放、百家争鳴」による「言論の自由化」を推進したことだ⁵⁰。

86年8月に北戴河での中央工作会議で再び共産党の汚職腐敗の問題を取り上げ、汚職腐敗の根源は、ここに座っておられる中央政治局のあなたがた指導者にあると述べ、党の最高指導者を激怒させた。指導者の反発は強く、鄧小平ももはや胡耀邦をかばいきれず、失脚に手を貸した。つまり胡耀邦は、官僚の汚職腐敗追求に政治生命を賭けたわけである。ちょうどこの前後（86-87）に方励之による学生民主化運動が起きる。加々美はこういう。

つまり「言論の自由」などの「自由権要求」と党官僚の汚職腐敗の「社会権」要求に関わる問題をつねに結びつけようとする姿勢が胡耀邦にはあったということです。(略)問題は最高指導者としての鄧小平が、胡耀邦のこうした「自由権」と「社会権」とを結びつけた政治体制の民主改革の主張に同調しなかったという点にあります(上掲書、p.133)。

官僚腐敗と巨大な利権ネットワークの形成

加々美は、中国の改革開放は鄧小平の指導下に経済改革は加速的に推進されたが、政治改革はどんどん立ち後れたと言う。

この結果、80年代の半ばには、中国共産党は巨大な利権ネットワークに化してくる。では党の巨大な利権ネットワークは一体どういう構造をなしているかという、利権ネットワークは膨大な財政権限と結びついており、その財政権限は主に、経済的に国有企業への財政的支持として現れてくる。財政からの公共投資による公共事業を請け負うのは国有企業ですので、その国有企業に利権が集中してくる。党が行政を支配し行政の関係部門が国有企業と非常に強い癒着を持つわけです⁵¹。

この中央から地方に及ぶ党と行政と国有企業との癒着構造こそ、巨大な利権ネットワークだと言う。この中央から地方末端に至る大小官僚の墮落腐敗は、実は社会のグラスルーツに生きる人々の「社会権」(「就業権」「教育権」「医療権」など「生存権」全般)を決定的に脅かすものであり、知識人・学生層のみでなく、農民・労働者・市民を含めたすべての民衆の関心事だと言う。しかし86-87の方励之による学生民主化運動は、自由権要求にしか関心がなく、社会権要求の視点に欠けていた。

天安門事件の画期性—官僚腐敗構造の追及

そして加々美は、89年の天安門事件が百万人を超える市民・労働者・農民

をデモに参加させた動因は、天安門広場に建てられた自由の女神に象徴される自由権要求だけでなく、「社会権」追求を中心とした要求が同時に提起されたからこそ、共産党政権を根底から揺るがす巨大な運動に発展したのだという。天安門事件は、それまでの学生民主化運動にない新しい展開だった⁵²。

89年天安門民主化運動の画期性は、運動が本格的に幕を開ける直前の89年4月23日、24日間にわたって、北京大学構内に中国現代官僚家系図（「中国当代官僚世系譜」）というものが壁新聞の形で張り出されたことにあります。そこには、鄧小平の息子の鄧樸方、李鵬の息子の李陽、趙紫陽の息子の趙亮、そのほか多数の党内指導層の息子たちが高い社会的地位に就き腐敗・汚職に荷担している事実が暴露されていたわけです⁵³。

この党中央の腐敗問題は、胡耀邦が86年夏に北戴河会議で公然と指摘し、党内長老の反発を受けて87年1月に総書記の座から引き下ろされる原因となった。その胡耀邦は89年4月8日に開催された中央政治局拡大会議に出席し何事かを発言するうちに急性心筋梗塞の発作で倒れ、それから1週間後に急逝した。加々美によると、この発言内容は、「腐敗の元凶は中央政治局の内部にこそある」と告発したものだという噂が広がり、この噂が壁新聞となったという⁵⁴。4月末から6月にかけて官僚ブローカー（官倒）批判が起きてくる。この官僚ブローカーとは何かを加々美は次のように説明する。

汚職腐敗に手を染める官僚をブローカーと呼んだわけですが、彼らが何をやったかと言えば、党・行政・企業の癒着構造の中で形成された利権ネットワークの中で特権による大小の贈収賄を日常茶飯に行っていたのです。例えば労働者・農民・市民が重病にかかって病院に行き、適正な医療を受けようとすれば、官僚の口ぞえ（コネ）が必要になる。賄賂も使わずコネもなければ重大な結果をもたらすわけです。学校に入るにも、希望の学校に入ろうとすれば、官僚の口ぞえ（コネ）がいる。福祉も同様、老人ホームに入るのに、やっぱり賄賂やコネがいる。生活の重要な局面ではす

べて賄賂とコネが必要になるんです。外国留学から帰国する際、持ち帰った荷物を出入国管理局で申請しますが、賄賂やコネがないと貴重品を没収されてしまう。身分証明書や公証書のたぐいの発給を申請する際も、早く発給してもらうには窓口で賄賂を使わないといつまでも発給が遅れるということが起きる。とくに貧しい農民や出稼ぎの非正規労働者の状況は、まさに無権利状態で悲惨を極めたのです。

万事そういう具合で、日常生活の末端に汚職が及び、民衆は官僚ブローカーに苦しめられていました。官僚腐敗汚職が民衆の「社会権」を犯すとはそういうことです⁵⁵。

民主化運動は続いている

加々美は、89年6月4日に天安門民主化運動が制圧されたあと現在まで、大規模な民主化運動は完全に途絶えたように思われているが、実は90年代以降も相当規模の民主化運動は続いていると言う⁵⁶。ただその90パーセント以上が、農民、労働者、市民の反公害闘争、開発にともなう強制土地収用への抵抗、恣意的徴税・雑税にたいする納税拒否、官僚の汚職告発など「社会権」追求を中心とした民主化要求だったため、日本や欧米の報道では、それらの運動は単に住民紛争⁵⁷としてのみ語られ、民主化要求の運動としてはほとんど扱われない。しかしそれらの民衆抗議事件は「社会権」要求にもとづく人権運動であり民主化運動なのだという。日本や欧米では民主化要求運動というときは、「08憲章」を提起した劉暁波たち知識人を指す。加々美は、89年天安門事件後、「自由権」追求の運動がほとんど影を潜めていただけに、意義は大きく、「08憲章」を日本・欧米のマスメディアが大々的に取り上げたのは当然だったが、一般に民主化要求というと「自由権」追求的な民主化要求を指すとのみ考えてしまう傾向が強いと指摘する。

しかし実はそうではない。繰り返しますが、天安門事件があればほど巨大なうねりを作り出したのは、そこに「自由権」を越える「社会権」追求の轟々たる動きがあったからです。実際には運動は失敗しましたが、あの運

動がなければ果たしてベルリンの壁は崩れただろうか、91 年の 12 月にソ連社会主義の崩壊はあっただろうか、世界的な巨大な民主化の流れに最初の先鞭をつけたのは、知識人・学生以上に天安門事件に加わった労働者、農民、市民の「社会権」要求の怒りであったという事実が記憶されねばならないと、私は思います⁵⁸。

3.2 開発と社会権要求の激増

中国は二つの国際人権規約のうち、社会権の保障を掲げる A 規約は、署名だけでなく 2001 年に批准している。だからこそ、民衆の社会権の追求の行動を生存権の保障を求める人権要求として中国政府は捉える必要がある。これが加々美の論点であろう。

内陸部民衆の不満

2010 年 10 月に日本の尖閣列島での中国漁船船長逮捕を巡って、日中間での対立が高まり、10 月に入って、四川省（成都、綿陽、徳陽、重慶）、河南省（鄭州）、陝西省（宝鶏）、湖北省（武漢）など西部の内陸部各地で反日デモが連日行われた。10 月末には東北部長春にも広がった。

最初に起きた 10 月 17 日の四川省綿陽でのデモには 2、3 万人が参加した。主として「釣魚台は中国の領土だ」「日本製品をボイコットせよ」など日本を非難するものであったが、それらのスローガンの中に、反日以外の内容が含まれるようになった。10 月 24 日の陝西省宝鶏市のデモでは、「マンション価格に抗議」「独裁でない 多党制を採用せよ」という反政府的な主張が現れた⁵⁹。

この宝鶏市のデモについて『朝日新聞』2010.10.26 は、「腐敗官僚を倒せ」「住宅が高すぎる」とのスローガンがあったと伝えた。以下は峯村健司記者による報告。宝鶏市は人口 376 万でかつては高層ビルはほとんどなかったが、10 年ほど前「西部大開発」が始まってから街は一気に変わった。市郊外には 21 平方キロの開発区が完成、市の新庁舎や博覧会場、高級ホテルが建ちならぶ。09 年 12 月から西安市とを 250 キロで結ぶ高速鉄道の建設が始まった。急速な開発にともなって地元官僚による汚職が絶えない。高速鉄道の土地収用をめぐ

り、地元の村幹部が補償金を横領する事件が起きた。ネット上にも地元裁判官や政府幹部による高額な汚職疑惑の告発が絶えない。不動産価格の上昇も深刻だ。地元不動産業者によると、住宅価格は数年前と比べて、2倍以上になっている。市内の労働者の給与は月2千元（約2万6千元）前後と上がっておらず、この業者は「持ち家を買える一般市民はほとんどおらず、官僚や企業関係者が多い」と話す。中国政府は3軒目以降の住宅ローンや新規住宅の購入を規制して、不動産価格を抑えるのに躍起になっている。だが、今年7～8月の都市部の不動産価格は前年同期より36.4%上昇した。物価高も深刻で⁶⁰、中国政府関係者は「地方都市のデモは“反日”の看板を借りた政府批判の色合いが出てきている」と危機感を抱く。

開発による汚職と人権侵害

中国の民主化の中で「社会権」要求が「自由権」要求以上に強まっていくのは、80年代後半から改革開放政策が次第に中国の内陸・西部（海南島などを含む）地域にたいする「開発」へと展開し始める時期に重なっていると加々美は述べる⁶¹。「開発」の名のもとに、中央政府・地方政府の財政出動による公共投資によって開発が展開される。その先駆けが84年の海南島を経済特区とする大規模開発で、大規模汚職が摘発された。

開発主義の加速化の中で、腐敗の温床になったのは大規模開発事業の展開に伴って、中央・地方政府の巨額の財政出動とそれを支える膨大な公共投資がなされ、(国営)企業への発注・受注に関する許認可権限が関係行政部門と党官僚の手に入る。その権限が急速に膨張し始め、国有企業と関係行政部門と党官僚の癒着が一気に加速化されていくという構造が現れるわけです⁶²。

92年の鄧小平の南巡講話から、いっそうの対外開放と改革の拡大を訴える「積極防御」戦略を採用し、開発主義とともに高度成長を実現する、それと同時に官僚の汚職腐敗は深刻度を増していった。

抗議行動の激増

これにともなって民衆の抗議行動が多発する。加々美の指摘では、1994年までに全国で年間1万件になる。2003年になると94年の6倍の年間6万件にまで膨れあがる⁶³。参加人数も94年73万人が2003年には年間307万人に増大する。これらの抗議行動の大部分が、開発による強制的な農地収用、あるいは住民の立ち退き、強制移住、さらに工場誘致にともなう環境破壊による農林漁業の破綻、住民の公害病、労働災害にたいする無保障などにたいする抗議行動だった⁶⁴。

2010年には、所得格差の拡大からストライキが連発し、10月の各地の反日デモの中で、格差拡大や住宅価格の高騰を批判するスローガンが出た。

開発による農地の強制収用と汚職

大規模開発による強制移住⁶⁵について、ヒューマンライツ・ナウの報告に次のように書かれている。08年の夏にオリンピックが行われた北京では、競技場を整備する目的で大規模な立ち退きが行われ、150万人もの市民が家を失ったと言われ、その人たちに対して、中国政府から十分な補償金が支払われなかったと「居住の権利と立ち退きに関するセンター」は報告している。

居住の権利が公共の福祉の無制限な拡大によって侵害を受けるということが、地方でも開発にともなう行われている。地方官僚が住民から安く土地を買い上げ（地上げし）高い値段で開発業者に売って地方政府の財源にし、官僚自身も中間利益を得る⁶⁶とか、公有地払い下げの権限をもつ官僚が国有企業の工場跡地を自分と血縁、地縁のコネのある企業に安値で払い下げ、その代価を企業の株で受け取るなどの官倒（官僚ブローカー）行為が行われる⁶⁷。

2008年の金融危機後、大量の公共投資に伴い、公的資金をもとにした地上げが多発し、不動産バブルが起こった。バブルのなかで、値上がりを見込んでマンションや住宅を投資目的で購入する富裕層に、権力と結びついた開発業者らが、地上げた土地で過剰な供給を行い、投資目的の住宅だけで人が住まない「空城」が各地に出現するいっぽう、住宅価格の高騰で一般市民は住宅が買えないという状態が出現した。

「政府の地主化」のしくみ

小島麗逸 2010「党・政府の地主化と官僚金融資本主義の確立」は、現在年間 16 万件と推計されている集団抗議の 70%は土地収用と水汚染による農業被害及び都市再開発による強制移住が原因であると指摘している。小島は土地収用に遭った農民の数は 2004 年段階で 3,000 万人だったので現在は 5,000 万人を超えるのではないかという。

小島は、このような国と地方政府の農民の土地収用と不動産化を「農地囲いこみ」と呼び、現在の中国の超高度成長は「政府の地主化」による農民からの土地収奪で実現されたものであるとして、その「地主化」のしくみを次のように述べている⁶⁸。

もともと中国では農地は集団所有であり、また処分権も賃貸権もなかった。都市の土地は国有で同様に処分権も賃貸権もなかった。しかし 1988 頃に広東の経済特区で香港資本に合弁形式の投資を認める際、中国側は出資金がないため土地や工業用水に価格をつけて出資形態とした。土地に値段がついたのである。これをきっかけにこの形態が沿海地域に広がった。1990 に政府は所有権は国有のまま土地使用権を売買してよいという「土地譲渡条例」を公布した。1994 年に共産党大会で「社会主義市場経済」が決議されると、国務院は大都市に「科学技術団地」「工業団地」を建設を始める。朱鎔基が 1998 年に総理になり新築住宅は基本的に私有化する方針とすると住宅団地建設が加速され、都市の土地需要が一気に増大し、郊外農地の市街地域への変更が起きた。同時に全国的に高速道路などのインフラ建設が盛んとなり土地収用が恒常化した。

農村の土地は「土地法」では集団所有で何人も犯すことができないとされているが、唯一の例外として、これを国有に地目変更すると都市の「土地譲渡条例」が適用できる。そこで郷、鎮、県、省の各級政府が、開発計画書を出し、国務院、省政府が許可を出す。2001 年頃から地方政府が土地収入が得られることから申請が増加し、このため省政府と国務院が許可を与えるようになった。こうして不動産投資と土地収用のための農地囲い込みが盛んになった。「土地管理法」(1986)により農民に補償や移転費を払って土地収用した後、土地使用権を売りに出す。この売買収入が各級地方政府に入る。農民への補償額

は販売額の7～8%、30～40%が開発業者、その他が各級政府の純収入となる。開発業者の大部分が旧各級政府の建設局が看板を変えたもので、開発資金は国有銀行が融資する。この土地囲い込み運動で土地を喪失した農民は500万人以上と推計されている⁶⁹。

各級政府と国務院が許可権を握って土地を国の支配下に置き、これを造成して国の融資で不動産開発企業の顔をもつ各級政府機関が売って高額の収入を得るというしくみが1990年代末から出来上がった。これを小島麗逸は「官僚金融産業資本主義」と命名する。

工業団地、住宅団地に申請と許可を与える時、各級政府が不動産開発業者を指名する時、土地を造成して販売する時、銀行から融資を受ける時、などのプロセスで官僚腐敗が起きる。土地を奪われた農民の抗議行動、不動産価格の高騰で住宅が手に入らない住民の恨み、官倒行為による官僚と利権集団の蓄財への不公平感は構造的なものとなっている。

21世紀に入り、集団抗議行動が暴力をとまなうものを含めうなぎ上りに多発するにともない、国家への反抗者を抑えるための武装警察、密告制度、軍隊が強化されている⁷⁰。

セーフティネットの崩壊

加々美によると開発主義の弊害に追い打ちをかけたのが過度な市場原理だった。開発主義は企業間競争を激化させ、それにとまって最低賃金制、保育施設、身障者保護、公的医療、老人養護施設など、80年以前の人民公社時代には整っていた社会的セーフティ・ネットが崩壊をとげ、それに代わるものが作られなかった。セーフティネットは82年以降弱体化しはじめ、90年代半ば以降はそれが全面崩壊を遂げる⁷¹。

この社会保障は社会権を保障するための重要な部分である。中国は社会保障、環境、労働者の賃金を犠牲にして安く作った製品の輸出攻勢で外国との経済摩擦も激化させているのである。

たとえば医療保険制度については、三浦2010によると⁷²、都市では公務員を対象とする公費医療制度、国有企業の就業者を対象とする労働保険制度が

あったが、被雇用者の自己負担比率が低く、政府の財政負担が高いため、1998年に両者を一本化して都市従業員基本医療保険制度とし、負担割合を引き上げた。農村は人民公社が農村合作医療制度を実施し、農民の9割がこれに加入していたが、生産請負制とともに衰退し、近年新型農村合作医療制度が導入されている。

中国の問題は、医療費に占める個人負担の割合が高いことで、1985～2007年にGDPは28.5倍に増えたが、医療支出は40.5倍の増加となった。薬価の値上がり、病院の利益追求による検査漬けによる医療費高騰分が個人の負担増となった。WHOの統計では、政府の医療支出で見ると、中国は193ヶ国の164位にすぎず、中国より1人当たりGDPが低いインドネシア、フィリピン、ベトナムより下回っており、行き過ぎた政府負担の減少がわかるという。とくに都市の農民工は保険未加入者が多く、医療の埒外に置かれている。

また年金に関しても、都市の年金制度は、改革開放前から整備されていたため、北京市で介護施設に入所しても平均的年金給付額（2008年で年間1万9736元）を下回る。しかし農村は、新型農村養老保険制度（2009）は立ち挙げたばかりで、加入はすすんでおらず、調査では80.9%が自ら働いて生計を立て、老人のうち8割が仕送りを受けているが、年500元程度という⁷³。一人っ子政策による老人の相対的人口増、高齢化によって、老後の不安は農村ほど高まっている。

4 自由権、社会権だけでない侵害された権利

以上見たように加々美は社会権という視点で、中国の人権運動、民主化運動を捉えるべきだと指摘した。社会権は、19世紀の初頭から形が整い始めたもので、自由放任主義が行き過ぎたことによって、経済的に強い者（資本家）と弱い者（労働者）の間にあまりに大きな格差ができ、強い者による弱い者への搾取が目に見える現実が広がったために必要とされることになった⁷⁴。社会権は、自由権と違って国家の介入を求めるところに特徴がある。不公正な格差を是正して、社会的平等を打ちたてるために掲げられた。市場経済の導入による開発によって、富裕層と貧困層の格差が大きくなり、格差社会となった中国で

は、ますます社会権からの国家への要求が強まることが予想される。

この 10 年ほどで年間の大学卒業者数は 4 倍に増え、就職難が深刻化し、就業できない若者の不満が高まっている。温家宝首相は 2010 年 3 月、「中国の失業者は 2 億人」と述べた。農作業の効率化により余剰となる「潜在的失業者」の数だ。中国の著名エコノミストによると、都市部の収入格差は政府の公式発表では 9.2 倍だが、実際は 28.9 倍だとする見方がある。これは公務員や国有企業の幹部などが得る「灰色収入」のせいだという。公務員が許認可権を握る業界から受け取る盆暮れの祝い金などがあり、一件あたり 200～300 元（約 2400～3600 円）という。これが黙認され合計すると年間の給料収入と同じ規模に達することがあるという。灰色収入は 08 年、総額 5 兆 3 千億元（66 兆円）にのぼり、その 8 割以上を都市部の上位 2 割の層が受け取っているという⁷⁵。都市部住民のなかの所得格差が拡大するいっぽう、都市部と農村部のあいだの住民の所得格差も 1990 年の 2.2 倍から 09 年には 3.3 と広がった⁷⁶。

中国の国内総生産（GDP）はこの 10 年で 3 倍以上に膨らんだ。GDP の伸びに対して、人口約 54% の農村住民の収入の伸びは一貫して下回り、GDP に占める給与など労働報酬の割合は 80 年代以降下降傾向にあり、国や企業が蓄えた富ほどに国民は豊かになっていない。中国経済の拡大は労働者の待遇悪化や環境破壊、資源の浪費を対価にした高成長だと言える⁷⁷。

三浦有史 2010 は、社会の不平等度を表すとされるジニ係数が、中国は 1983 年の 0.272 から 2004 年に 0.469 となり、わずか 20 年で倍近く上昇したことを指摘する⁷⁸。「このような上昇は他に例がなく、いかに中国における所得格差の拡大が急激なものであったかがわかる」と述べる。これは市場経済への移行に原因があることは間違いないが、同じ移行国のロシア、東欧諸国の格差拡大はゆるやかであり、これだけが原因ではないとする。三浦は、鄧小平の「先富論」に原因を求める。しかしそれ以上は述べていない。いずれにせよ、ジニ係数が 0.5 を超えると、社会が不安定化するとされている。

小島麗逸⁷⁹ は、河清連の論文にそって「解説」で次のように述べている。中国は党と政府が強大な利権集団に成長し、これが経済発展の奇蹟を実現した反面、その構造そのものが低所得者層と無権利層を生み出している。内外の研

究者の中には、中国社会に中間層が増大し「タマネギ型」となっている見る者があるが、それは現実と異なる。実際は「ピラミッド型」である。ピラミッドの頂点部分は政府官僚層と国有企業及び囲いこまれた外資企業が占める国家資本主義で、この体制こそ世界で最も平等な国家を最も不平等な国家へと転換させたのだという。この体制は、法の制定は政府自らが行き、それを自ら施行し、自ら法を守る体制となっている。このため、法体系が（共産党政府の）利己的行為に奉仕する道具と化している。中国という国では、本来国家に求められている規範能力と国民の人権と合法的利益を保護する保護能力が著しく弱まっている⁸⁰。

環境権の問題

「社会権」は「良好な労働条件を享受する権利、労働組合をもつ権利、社会保険・社会保障を受ける権利、家族の形成の権利（婚姻の自由、産前産後、育児の保護）、食料・衣料など生活水準の改善の権利、身体・精神の健康を享受する権利、教育を受ける権利、文化的な生活に参加する等の権利」である。現在の中国は、これらの権利を国が十分に保障していない。

しかし問題はそれだけではない。中国の都市の大気汚染、河川の汚染はきわめて深刻である。北京、上海、南京、成都などの大都市ではスモッグのため、雨あがりの日以外に太陽の光が射さないことが常態化している。地方都市や農村では水道水や食品の化学物質による汚染で、奇形児の出産、ガンの多発が報じられている。

各地で起こる農民の抗議行動の動機のひとつは、土地収用の問題とならんで河川や地下水の水質汚染の問題だ。例えば、小柳秀明 2010 は、湖北省にある 3000 人余りの翟湾という「癌の村」の訪問記を書いている⁸¹。その村は 2000 年以来 5 年間に 130 人余りの村民が死亡し、その 7 割が癌によるものだったという。かつては付近を流れる白河の水を飲料にとして利用していたが、1980 年代に汚染がひどくなったので深さ 10 メートル余りの浅井戸を掘って飲用していた。1990 年代になるとその浅井戸も河川の影響を受けるようになり発癌性のある六価クロムやベンゼン、メチルベンゼンが検出された。地元の

NGOリーダーの話では、その村の上流には、作られてはすぐに壊される無数の工場群があり、汚染を垂れ流しては逃げていく工場群からは健康被害などの原因と責任を追及するのはきわめて困難だろうという。

また小柳によると⁸²、土壤汚染も深刻である。2006年7月、周生賢中国国家環境保護総局長(当時)は全国土壤汚染防止会議の席上、中国全土の耕地面積の10分の1以上が既に汚染されていること、さらに重要なことは「毎年およそ1200万トンの穀物が重金属により汚染されていると推計される」。小柳は、中国の2005年の穀物生産高は約4.8億トンだから、全穀物の約2.5%が重金属に汚染されていることになるという。これは推定値であり、具体的にどこかの田畑が汚染されていると特定したものではない。つまり中国人が知らず知らずのうちに汚染された穀物を口にしているというのだ。

こうした環境汚染の中では「健康で文化的な生活」を享受する生存権が犯されているという意味で社会権の関わる事態だ。しかしまた日本国憲法においては、公害訴訟などで環境権は幸福追求権のひとつと考えられているように、環境破壊は社会権を超えた領域の人権侵害とも言える。

コネ社会、格差社会と平等権

官僚の腐敗による利権ネットワークが一般民衆の生存権を脅かしているという問題は社会権の問題だが、同時に法のもとの平等という平等権にも関わっている。

ビジネスに限らずコネがなければあらゆることが進まない中国の社会では、機会の均等、平等、自由競争という観念が、中国の風土になじまないかとさえ思える。「現代化」と言いながら、この側面はいっこうに改まらない。かつて80年代に中国をルポした今田好彦が「走后門」の実態を描いた⁸³。窓口で切符を一枚手に入れるにも窓口係とのコネがあるとないとで大違いで、切符の順番を待つために行列した人はいつまでたっても切符を入手できない。コネがない人はしかたがないと諦める。人はすべからくあらゆる社会的局面でコネをつくることに邁進しなければならなくなる。現在でも、もっとも公正な競争が保たれていなければならぬ入学試験で、地域の重点中学に子供を進学させるの

に、コネや金が必要となる。

バターフィールドが80年代にキーワード“关系 guanxi”によって中国社会を語ったように⁸⁴、中国人の人間関係は“关系”によるコネによって成り立っている。このような社会にたいして、機会の均等を旗頭にして抗議行動を起こしたとしても、中国とは異質の欧米の価値観を持ち込むものとして排斥されるのが落ちのように思える。だが本当にそうだろうか。「機会の均等」「平等」は欧米の価値観と片づけることができるだろうか。ほかならぬ中国が唱える「市場経済」では、機会の均等、自由競争は市場を保つために欠かせない原理ではないのか。

日本では機会の均等、自由競争が、建前にせよ保たれているからこそ、有名中学のお受験に失敗した親が学校を訴えたり、抗議デモを行ったりはしない。もし建前すらなくなり、コネの存在が合否を左右するとなれば、秩序は保ちにくくなる。社会のあらゆる局面でコネの原理が大手を振っている中国社会では、こうした問題が現実のものとなる可能性がある。いや、すでに現実のものになりつつある⁸⁵。

権力との癒着によって、富む者は莫大な富を築き、多くの貧しいものは取り残されるようになると、不平等感は限りなく増大する。格差が極端に大きくなった2000年代の社会では、「平等権」の主張は、「自由権」や「社会権」と同等の「危険」な意味をもってくる。

自由競争や機会均等が普遍的価値として保証された社会で生じた格差であれば、どんなに大きな貧富の差でも人々は諦めることができる。しかしその格差を生み出したものが、不公正なしくみであったとしたら、どうなのか。これに中国人はいつまで耐えられるのだろうか。

注

- ¹ これらは中国刑法第二編分則第1章「国家安全危害罪」を規定した102～113条に関わる犯罪の構成要件である。
- ² 2010年10月の『中日新聞』「中国青海省チベット族学生らデモ、数千人規模、中国語強制に反発」(2010.10.23)は次のように伝えた。2010年10月19日以降、青海省

チベット族居住区では、同省が打ち出した教育改革によって、全教科（チベット語と英語の授業を除く）で中国語での授業を義務づけるとともに、教科書も中国語表記する新政策に学生が反発し、中国語を強制する教育だとして抗議行動が相次いでいる。19日には黄南チベット族自治州同仁県で、6つのチベット族学校の高校生ら5000人以上が地元政府庁舎前までデモ行進し、「民族、言語の平等を」と訴えた。規模は9000人という情報もある。さらに抗議行動は他のチベット族自治州にも拡大。省都西寧校外の海南チベット族自治州共和県では、19日の抗議行動を教諭らに阻止された師範学校の学生が、20日に改めてデモ行進。「チベット語」を使う自由を取り戻したい」などと叫んだ。中国当局は、昨年7月に大規模暴動があった新疆ウイグル自治区でも、ウイグル族の言語に加え、幼少時から中国語を学ばせる「バイリンガル教育」に力を入れている。少数民族からは「漢族文化の押しつけ。民族同化を強要している」との反発が強い。中国チベット自治区ラサでは2008年3月、チベット仏教の僧侶ら数百人が中国政府のチベット政策に抗議、多数が拘束された。その後ラサ住民が店舗や車両を燃やす大規模暴動に発展。当局発表で19人が負傷した、抗議や暴動は青海、四川などにも拡大した。

- 3 鶴殿倫次 2010 「言語、アイデンティティ、民族政策一七・五ウラムチ騒乱の背景」参照
- 4 及川淳子「劉曉波について」および背表紙の「著者紹介」劉曉波『天安門事件から「08」憲章へ』藤原書店、2009
- 5 「ノーベル平和賞劉氏、獄中の人権活動家」『朝日新聞』2010.10.9
- 6 及川淳子「劉曉波について」劉曉波『天安門事件から“08”憲章へ』藤原書店、2009.12
- 7 劉曉波裁判については、以下の2.2参照。
- 8 同上『朝日新聞』2010.10.9
- 9 <http://googleblog.blogspot.com/2010/01/new-approach-to-china.html>
- 10 訳文は山際静香「中国のインターネット管理」愛知県立大学外国語学部中国学科2010年度卒業論文による。
- 11 Josefina Licitra「中国のネット管理システム」『Courrie Japon』2008.5、講談社
- 12 「Google 事業縮小は必至」『日本経済新聞』2010.3.24
- 13 上掲『朝日新聞』2010.10.9
- 14 「民主化と人権不可欠、中国は大国の責任を」『朝日新聞』2010.10.9、夕刊
- 15 西谷修「アメリカ 異形の制度空間」『世界』岩波書店、No.784（2008.11）、No.785（2008.12）、No.786（2009.1）
- 16 「“沈黙したら人権の基準下げる”、ノーベル賞委決断貫く」『朝日新聞』2010.10.9

- 17 「米大統領即時釈放を要求」『東京新聞』2010.10.9
- 18 「犯罪者と中国反発、対抗措置示唆」『中日新聞』2010.10.9
- 19 「授賞決定を中国紙非難」『中日新聞』2010.10.10
- 20 「国際社会への警鐘」『朝日新聞』2010.10.9
- 21 日本国憲法 21 条 2 項で「通信の秘密はこれを犯してはならない」としている。電子メールもこれに含まれる。しかし日本でも組織犯罪捜査との関連で通信の秘密が制約を受けることがある。「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」は事前傍受、予備傍受、別件傍受などを容認し、憲法上問題が多いという（憲法政治学研究会編『人権の条件』）。中国憲法 40 条の通信の秘密の保護では「国家の安全または刑事犯罪の捜査の必要性から公安機関または検察機関が法律の定める手続きに従って通信の検査を行う場合を除き、いかなる組織または個人も、いかなる理由であれ、公民の通信の自由と通信の秘密を侵してはならない」と、条件がついている。
- 22 城山英巳「ノーベル平和賞が火をつける“第二の天安門”」『文芸春秋』2010 年 12 月号
- 23 木間正道、鈴木賢、高見沢磨、宇田川幸則『現代中国法入門』有斐閣、2009、p.88
- 24 土屋英雄編『中国の人権と法—歴史、現在そして展望』明石書店、1998、p.377-381
- 25 木間正道、鈴木賢、高見沢磨、宇田川幸則『現代中国法入門』有斐閣、2009、p.88
- 26 憲法政治学研究会編『人権の条件』（嵯峨野書院、2007、p.58）によると、西洋人権理念にたいしては、中国だけでなく、1970 年代後半以降、アジア・アフリカ、中東の第三世界諸国を中心に、普遍的な近代人権概念にたいするさまざまな疑問や反対意見が唱えられているという。アジア・アフリカ諸国の政治指導者たちは、東西冷戦終結後も、欧米諸国が開発援助の分野で推進してきた「人権外交」の手法に対して、各国の経済的・文化的な特殊事情を全く考慮にいれない身勝手な「内政干渉」として、強い反発と警戒心を示している。
- 27 田中信行研究室「中国憲法に人権は“なぜ” 1 条しか規定がないのでしょうか」同ホームページ
- 28 ルイス・ヘンキン「現代中国における人権に対する考え方」（R. ランドル・エドワーズ他『中国の人権』有信堂、1990、p.11-57）によると、権利の概念は合衆国と中国では違うという。合衆国では個人がすべての中核であり、社会の目的は個人個人の福祉であるが、中国はすべてが社会、集合体から出発し、一般的（個人ではない）福祉が中核である。合衆国においては権利は最終目標であり、社会的目標へ向かっての道具ではない。いっぽう中国の権利は社会に与えられた恩恵なのだという。
- 29 「人権の裁判的保障」憲法政治学研究会『人権の条件』嵯峨野書院、2007、p.108
- 30 木間正道、鈴木賢、高見沢磨、宇田川幸則『現代中国法入門』有斐閣、2009、p.96-98

- 31 ルイス・ヘンキン「現代中国における人権に対する考え方」R. ランドル・エドワーズ他『中国の人権』有信堂、1990、p.43
- 32 「ノーベル賞、劉曉波氏に平和賞」『中日新聞』2010.10.9
- 33 「抑圧下人権訴訟」『朝日新聞』2010.10.9
- 34 及川淳子「劉曉波について」劉曉波『天安門事件から“08”憲章へ』藤原書店、2009.12
- 35 「關於劉曉波涉嫌煽動顛覆國家政權一案辯護詞」『北京之春』2010年2月號(總第201期)
「劉曉波刑事判決書」『北京之春』2010年2月號(總第201期)
- 36 劉彤「政治局常委決定抓捕劉曉波」『開放』2009年7月(總271期)
- 37 刑法105条の「国家政權を転覆し、社会主義制度をくつがえすことを組織し、策謀し、実行した」との条文に当てはまると判断した。
- 38 1978年民主の壁事件で鄧小平の「四つの近代化」を批判し、政治の近代化を主張した魏京生は、軍事情報漏洩罪、反革命煽動罪として懲役15年の刑に処せられ、1993年に仮釈放するまで14年半服役した。仮出所後、外国要人、メディアとの会談で天安門事件、人権問題について批判したため、1994年4月に再び逮捕。翌年12月に政府転覆陰謀罪により再び懲役14年の判決を受けた。しかし獄中で虐待のため重病となったとの情報が流れ、国際人権団体や外国メディアの釈放要求が高まり、1997年11月に病氣療養を名目に仮釈放、事実上の国外追放処分となった。現在アメリカ合衆国を拠点として活発な民主化運動を行っている。
- 39 アムネスティ・インターナショナル『中国の人権—政治的弾圧と人権侵害の実態』明石書店、1996、p.105-132
- 40 同上 p.162
- 41 R. ランドル・エドワーズ「市民権と社会権—現代中国における理論と実践」『中国の人権—その歴史と思想と現実と』有信堂高文社、1990、p.73
- 42 国際人権規約委員会は1993年及び1998年の二度にわたり第一選択議定書を批准するよう日本政府に勧告した。
- 43 イエリネックは『公権の体系』で「国民の地位論」を展開し、19世紀末のドイツの国家法人説から、人権を個人固有の権利としてではなく、国民が国家にたいして有する権利と考えた。上掲『人権の条件』p.63-65
- 44 加々美光行『裸の共和国 現代中国における民主化・民族問題』世界書院、2010.7、p.135-141
- 45 加々美上掲書、p.127-131
- 46 加々美上掲書、p.127-130
- 47 加々美上掲書、p.130

48 加々美上掲書、p.131

49 加々美上掲書、p.132

50 加々美上掲書、p.132-133

51 加々美上掲書、p.134

52 加々美上掲書、p.137-138

53 加々美上掲書、p.138

54 加々美上掲書、p.138-139

55 加々美上掲書、p.139-140

56 加々美上掲書、p.140

57 中国公安部の統計では「公秩序の混乱」(陳情、抗議デモ、ピケ、暴動)が、93年8700件、03年5万8000件、05年8万7000件と、この15年間で約10倍に増えた(『ニューズウィーク』08.8.27)

58 加々美上掲書、p.141

59 「中国デモ、反日デモ徐々に反共化、多党化要求政府は危機感」『中日新聞』2010.26

60 2010年9月の消費者物価指数は、前年比の上昇率が「非食品で1.4%なのに、「食品」では8%に達した。(「反日デモの正体」『週間朝日』2010.11.5)

61 加々美上掲書、p.141

62 加々美上掲書、p.142

63 注57の数字とほぼ一致している。

64 楊逸「もの言えぬ祖国」(『文芸春秋』2011年2月号)は次のように述べている。「日本のメディアではほとんど伝えられませんが、今中国国内では連日のように各地で暴動が起きています。それは政治的エリートによるものというより、各地の困窮した農民たちがやむにやまれず蜂起している、「一揆」のようなものです。中国では常に百姓が暴動を起こすことによって王朝が倒れてきました。今また危険水域が近づいていると感じます。地方の役人の腐敗はひどく、再開発のためだといって涙金で農民が土地を取り上げられることが横行しています。共産党がいつまでも農民たちの怒りをおさえられるとは思えません。」

65 角田猛之2010によると、1986年に「土地管理法」ができて補償の文言が入るまでは、中国憲法には13条において「国家は、公民の合法的な収入、貯蓄、家屋、その他合法的な財産の所有権を保護する。国家は法律の定めにてらし公民の私有財産の相続権を保護する」と同時に10条において「国家は公共の利益の必要のため、法律の定めにてらし土地を取用できる」と規定している。しかし当該規定においては「補償」という文言すらも一貫して見られてはこなかったとしている。「土地管理法」では土地取用補償費と再定住補助費は一般の道路建設とダム建設など大規模プロジェクト

の場合とで格差があり、後者では十分な補償が行われない。

- 66 「中国所得向上探る、五カ年計画草案“国の富”還元」『朝日新聞』2010.10.31
- 67 1994 年から 2010 年まで異例の長きにわたって新疆ウイグル自治区共産党書記を務めた王楽泉の腐敗は、2009 年の七五ウルムチ騒乱の 2 度に渡る漢族デモの要因の一つだった。
- 68 小島麗逸「解説・構造矛盾の存在」河清漣『中国高度成長の構造分析—中国モデルの効用と限界』p.189-196
- 69 小島上掲書、p.227-232
- 70 小島上掲書、p.186
- 71 加々美上掲書、p.144
- 72 三浦 2010、p.93-127
- 73 同上、p.182
- 74 ヒューマンライツ・ナウ『人権で世界を変える 30 の方法』合同出版、2009、p.47
- 75 「反日デモの正体」『週間朝日』2010.11.5
- 76 「中国所得向上探る、五カ年計画草案“国の富”還元」『朝日新聞』2010.10.31
- 77 同上
- 78 三浦有史『不安定化する中国—成長の持続性を揺るがす格差の構造』p.61
- 79 小島麗逸「解説・構造矛盾の所在」河清漣（辻康吾編訳）『中国高度成長の構造分析—中国モデルの効用と限界』p.183-184
- 80 小島「解説・構造矛盾の存在」河清漣上掲書、p.183-186
- 81 小柳秀明 2010、p.146-149
- 82 小柳秀明 2010、p.64-65
- 83 今田好彦『現代中国百景』中公新書、1986
- 84 フォックス・バターフィールド『中国人』（上下）、時事通信社、1991
- 85 上掲楊逸「もの言えぬ祖国」は次のように述べている。「正常な競争原理が働いた経済発展なら、それもいいでしょう。しかし、中国では、能力の競争ではなく、「権力の競争」が経済的成功を左右します。共産党の幹部や、その子弟である「太子党」が、権力をバックに甘い汁を吸う構造になっているのです。特権階級だけがどんどんお金持ちになり、貧富の差は拡大しました。」

注記以外の参考文献

- アムネスティ・インターネショナル&アジアウォッチ『中国における人権侵害 [天安門以後の状況]』蒼蒼社、1991
- ウインストン・E・ラングリー、竹澤千恵子監訳『現代人権事典』明石書店、2003

- 小島麗逸「党・政府の地主化と官僚金融資本主義の確立」、河清漣（辻康吾編訳）『中国高度成長の構造分析 中国モデルの効用と限界』勉誠出版、2010
- 久保田洋『入門国際人権法 [訂正]』信山社、1990
- 三浦有史『不安定化する中国—成長の持続性を揺るがす格差の構造』東洋経済新報社、2010
- 小柳秀明『環境問題のデパート中国』蒼蒼社、2010
- 岡本雅章『中国の少数民族教育と言語政策 [増補改訂版]』社会評論社、2008
- 田中信行「反腐敗闘争の構図と矛盾」中国研究所『中国年鑑 2001 特集腐敗汚職』創土社、2001
- 田中信行「司法改革と胡錦濤的法治主義」『中国年鑑 2007 年版』創土社、2007
- 土屋英雄編『中国の人権と法 — 歴史、現在そして展望』明石書店、1998
- 角田猛之『中国の人権と市場経済をめぐる諸問題』関西大学出版、2010
- 中村義孝、比嘉安光、徳川信治『法と人権』法律文化社、2003
- 21世紀中国総研編『中国情報ハンドブック 2009年版』蒼蒼社、2009